実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
阿南市	那賀川	令和4年3月2日	令和6年3月27日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	835 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	526 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	426 ha
ⅰ うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	102 ha
ⅱ うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	231 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	316 ha
（備考）	

2 対象地区の課題

今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積は、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積を214ha程度上回っているが、後継者不明（アンケートに未回答）の耕作面積と合わせると、17ha程度少ない状態である。新たな農地の担い手確保について引き続き検討していくことが必要である。

担い手への集積は進んでいるが、分散錯圃になっているところもあり集約化に課題がある。

優良な農地は多いが用水の下流地域や臨海地域においては、水不足問題があるため耕作条件が不利な農地が存在する。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

小松島市に隣接する地域であるため、小松島市で活動する法人が那賀川地区にも参入している。優良農地も多いため他地区と比較して担い手の数は多く、農地中間管理事業の活用も進んでいる。今後も地域内外の拡大意向のある中心経営体に集積、集約化も目指していく。

苅屋・芳崎地区、黒地地区、八幡地区は農地中間管理機構関連農地整備事業におけるほ場整備の工事が完了できた農地から、順次担い手へ貸付けを行う予定である。

江野島地区は農地中間管理機構関連農地整備事業におけるほ場整備を計画中であり、中心経営体への集約を予定している。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、981筆、106haとなっている。

農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人に、農地中間管理機構の制度の説明、活用を積極的に推進する。

農地中間管理事業の活用は進んでいる地域であるから、中心経営体が耕作できなくなった場合には、別の受け手への貸付けにスムーズにつなぐことができるよう、制度を活かして中心経営体への農地集積を進めていく。

基盤整備への取組方針

苅屋・芳崎地区、黒地地区、八幡地区は農地中間管理機構関連農地整備事業が進行中であり江野島地区についても計画中である。
優良な農地は多いが、用水の下流地域・臨海地域が抱える水不足問題等の耕作条件の不利を解消する必要がある。整備事業を検討している集落においては、今後も話し合いを重ね事業の実施に向けて進めていく。

その他

・水稲については、集積を推進し中心となる経営体の規模拡大を進める。

・施設園芸については、経営体育成を図る。

・新規青年就農者の確保と育成に努める。

・今後も話し合い等の活動を推進して行い、定期的な見直しにより地域農業の課題を認識し、将来方針を決めるなど人・農地プランの内容の充実を図る。

・特別栽培米や有機農業に積極的に取り組み、環境への負荷軽減や安全安心な農作物の生産拡大を図る。